

ET ソフトウェアデザインロボットコンテスト 2016

イノベーター部門

競技規約

版数 1.0.0

目次

1	はじめに.....	2	4.3.1	競技者入場.....	12
1.1	本書の目的.....	2	4.3.2	競技開始合図.....	12
1.2	関連文書.....	2	4.3.3	プレゼンテーション.....	12
1.2.1	上位文書.....	3	4.3.4	システム設置.....	12
1.2.2	参考文書.....	3	4.3.5	プレゼンテーションビデオ上映.....	12
2	審査方式.....	4	4.3.6	3分経過合図.....	12
2.1	審査.....	4	4.3.7	パフォーマンス披露.....	12
2.2	企画審査.....	4	4.3.8	競技終了宣言.....	12
2.3	競技審査.....	5	4.3.9	システム撤収開始合図.....	12
2.4	審査員.....	5	4.3.10	システム撤収.....	12
2.5	実行委員会審査員.....	5	4.3.11	システム撤収終了宣言.....	12
2.6	特別審査員.....	5	4.3.12	システム撤収完了合図.....	13
2.7	一般審査員.....	5	4.3.13	競技者退場.....	13
2.8	審判.....	5	4.4	審査集計.....	14
3	競技フィールド.....	6	4.4.1	審査結果集計.....	14
3.1	コース.....	7	4.4.2	審査結果発表.....	14
3.2	パフォーマンス・ステージ.....	7	5	競技ルール.....	15
3.3	システム.....	8	5.1	禁止事項.....	15
3.4	システムの設置場.....	8	5.2	失格.....	16
3.5	実行委員会が提供する設備.....	8	5.3	減点.....	16
3.6	その他の設備.....	9	5.4	システムへの介入.....	16
4	競技シーケンス.....	10	6	改訂履歴.....	17
4.1	競技審査順決定.....	10			
4.2	リハーサル.....	10			
4.3	競技.....	10			

1 はじめに

ET ロボコン イノベーター部門は、競技者のイノベーターとしての能力を競う競技で、アイデア、デザイン、設計、実装、プレゼンテーションの能力を審査します。本部門は、自ら価値を創造できる人財の育成を目的としています。

競技者の紳士的で、かつ、柔軟な発想を阻害しないために、イノベーター部門の競技規約は最低限に留めます。競技者は、本部門の意図を十分にくみ取り、コンテストに臨んでください。なお、本規約に規定していない事柄は、審判(主審)が判断します。

1.1 本書の目的

本書はET ロボコン 2016 イノベーター部門の競技について規定するものです。

1.2 関連文書

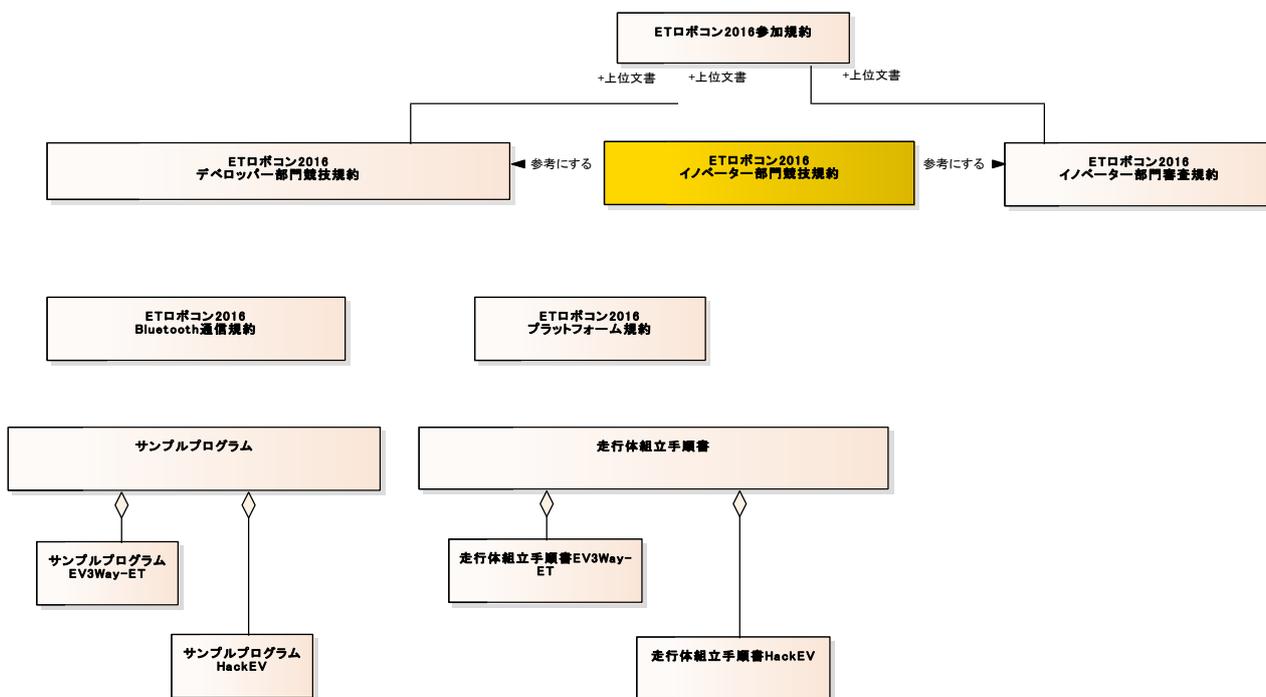


図 1-1 文書体系

1.2.1 上位文書

ET ロボコン 2016 参加規約は ET ロボコンに参加するための規約です。本書を規定する元規約です。

1.2.2 参考文書

参考文書を表 1-1 に示します。No.欄は参考文書番号です。

表 1-1 参考文書一覧

No.	文書名	説明
1.	ET ロボコン 2016 デベロッパー部門競技規約	デベロッパー部門の競技規約です。本書で規定しない部分について多くを参照しています。プライマリークラスとアドバンスクラスについて規定します。
2.	ET ロボコン 2016 イノベーター部門審査規約	イノベーター部門に関する審査規約について記述しています。
3.	ET ロボコン 2016 競技規約 (Bluetooth 通信)	走行体が利用する Bluetooth 通信について規定しています。
4.	走行体組立手順書	走行体の構造や組み立て方について規定しています。プライマリークラスで用いる EV3Way-ET と、アドバンスクラスで用いる HackEV について規定します。
5.	プラットフォーム一覧	走行体のソフトウェア開発で利用可能なプラットフォームについて規定しています。
6.	サンプルプログラム	走行体のサンプルとして提供されるプログラムです。
7.	ET ロボコン 2016 参加規約	ET ロボコンに参加するための規約です。本書を規定する元になる規約です。

2 審査方式

イノベーター部門の審査方式について図 2-1 に示します。

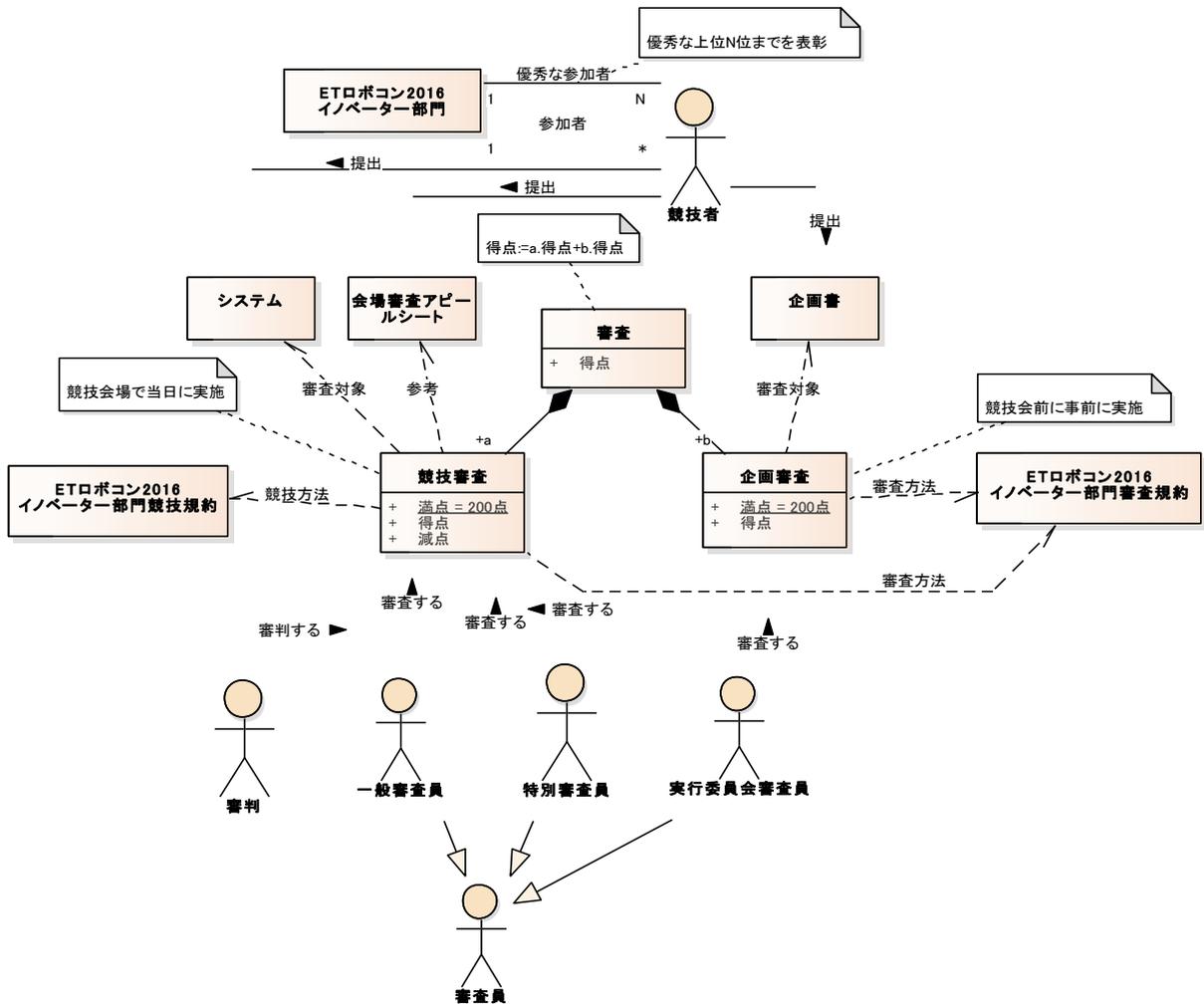


図 2-1 審査方式

2.1 審査

審査は、「企画審査」、「競技審査」で構成されます。競技者は全ての審査を受ける必要があります。一部でも審査を受けない場合にはエキシビション扱いとなります。エキシビションは競技を行うことはできますが、審査の対象となりません。

企画審査と競技審査の審査結果を合計し、優秀な競技者を表彰します。

2.2 企画審査

競技者は、審査の対象となる「企画書」を、予め実行委員会に提出します。審査員は競技会までに予め審査を行います。審査は「実行委員会審査員」が行います。本審査の得点の最高点は 200 点です。詳細は参考文書②を参照してください。

2.3 競技審査

競技会場で行う審査です。競技会場にて、競技者は、作成した「システム」についてプレゼンテーションを行います。次いでシステムの動作を披露します。

審査員は、事前に配布された「会場審査アピールシート」を参考にしながら、プレゼンテーションとシステムが表現するパフォーマンスの良し悪しについて審査します。審査は「実行委員会審査委員」、「特別審査員」、「一般審査員」が行います。本審査の得点の最高点は200点です。詳細は参考文書②を参照してください。

2.4 審査員

審査員は、「実行委員会審査員」、「特別審査員」、「一般審査員」で構成されます。特別審査員が居ない場合があります。

2.5 実行委員会審査員

実行委員会審査員は、実行委員会が担当します。

2.6 特別審査員

特別審査員は、実行委員会が選出した業界・学界の見識者やスポンサーが担当します。

2.7 一般審査員

一般審査員は、競技会場で観戦する一般人が担当します。

2.8 審判

審判は主審、副審、その他複数の審判で構成し、実行委員会が担当します。規約に明記されない判断は主審が行います。

3 競技フィールド

競技会が実施される競技フィールドについて図 3-1 に示します。

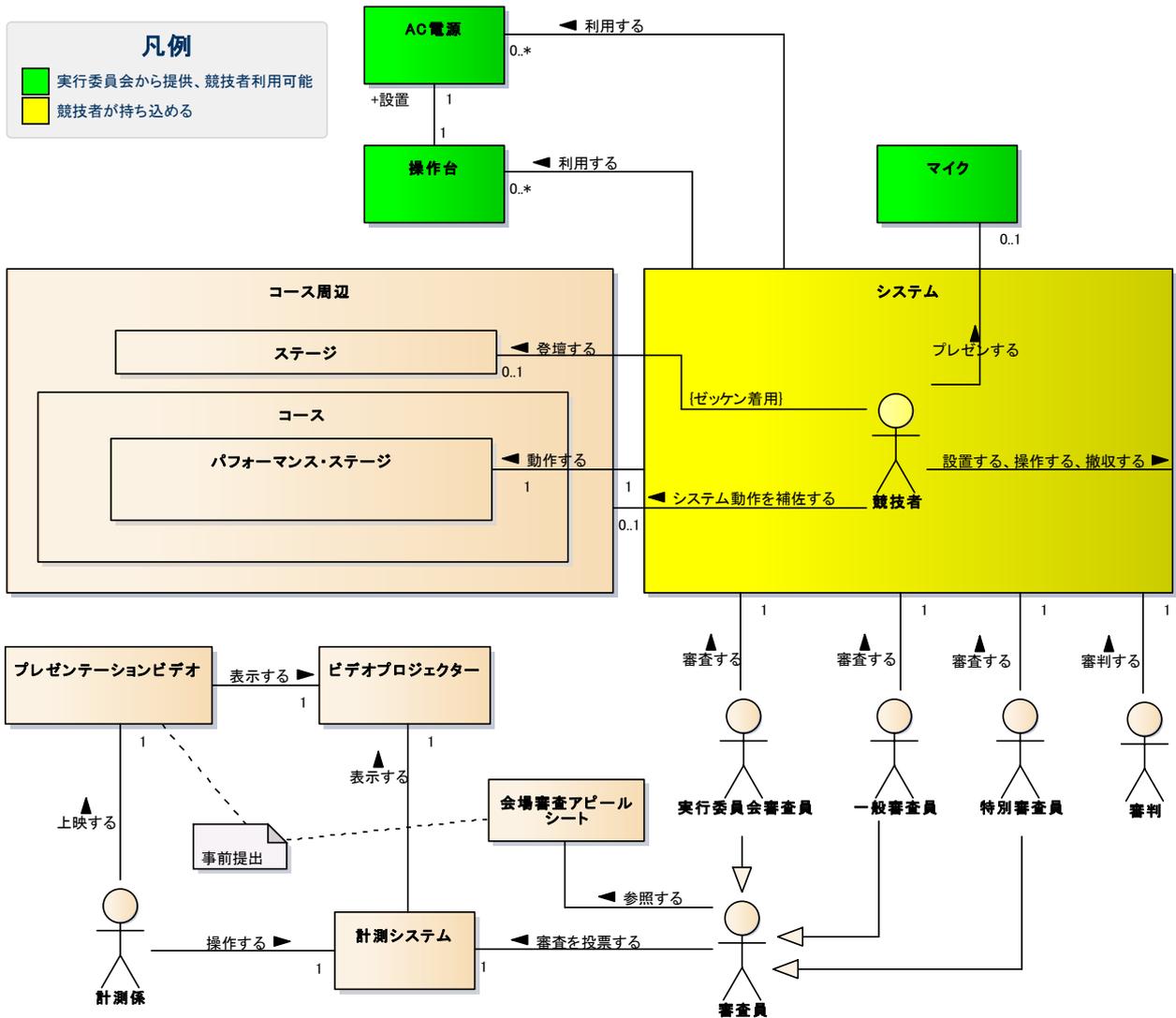


図 3-1 競技フィールド

3.1 コース

コースの構造を図 3-2 に示します。コースはデベロッパー部門で規定するコースにパフォーマンス・ステージを覆い被せた構造です。

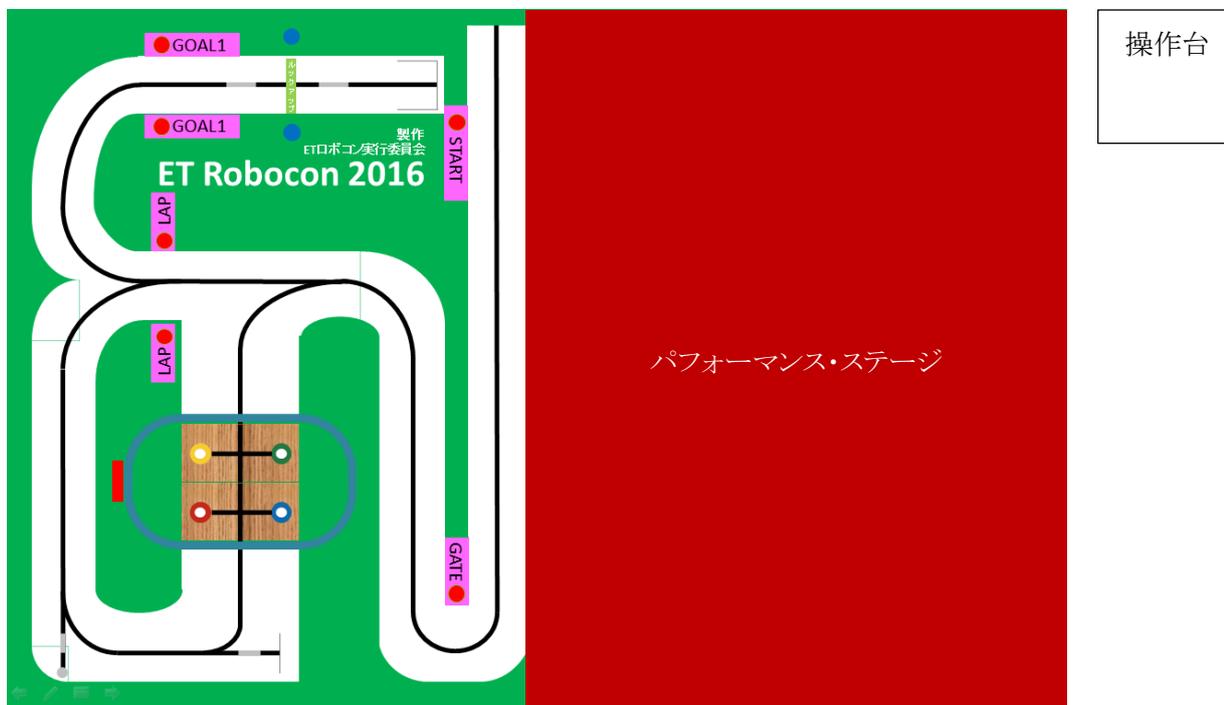


図 3-2 コースの構造

3.2 パフォーマンス・ステージ

パフォーマンス・ステージはイノベーター部門特有の領域です。表 3-1 の特性を持っています。パフォーマンス・ステージはコースの上に重ねて設置されます。設置位置は図 3-2 を参考にしてください。

表 3-1 パフォーマンスステージの特性

No.	項目	説明
1.	外形	横 2.7m、縦 3.6m、厚さ約 0.5mm（数値は若干変動することがあります）
2.	材質	平織り布製
3.	色	深紅

なお、コース保護のために、下地として以下の部材を 6 枚敷き詰めます。

ニチハ株式会社 フローア養生板(1枚タイプ) HSY250

3.3 システム

システムは任意のハードウェアとソフトウェアで構成することができます。ハードウェアとソフトウェアに規定はありません。競技者もシステムの一部と見なすことができます。競技者の人数に制限はありませんが、ステージに登壇する競技者はゼッケンを着用しなくてはなりません。

3.4 システムの設置場

競技者は競技フィールドにシステム持ち込むことができます。システムはパフォーマンス・ステージ上に設置することができます。コースからパフォーマンス・エリアを除いた場所には設置できません。

競技者はコース周辺において、システムの動作を補佐することができます。

3.5 実行委員会が提供する設備

実行委員会は競技会場において表 3-2 に示す設備を競技者に提供します。

表 3-2 実行委員会からの提供設備

No.	設備	説明
1.	操作台	競技者が自由に使える台です。スタート位置付近に設置されます。AC 電源が備わっています。ノート PC が2台程度置ける大きさです。
2.	AC 電源	競技者が利用可能な AC 電源です。 100V で 200W 程度まで利用可能です。
3.	マイク	競技者がプレゼンテーションするために使えるマイクです。

3.6 その他の設備

競技フィールドを構成するその他の設備について表 3-3 に示します。

表 3-3 その他、競技フィールド構成アイテム

No.	設備	説明
1.	プレゼンテーション ビデオ	競技者がシステム設置中に、実行委員会が上映するビデオです。 上映を希望する場合は、ビデオを事前に実行委員会に提出してください。 ビデオの仕様は次のとおりです。 メディア形式: Windows Media(*.wmv)、QuickTime ムービー(*.mov) 再生時間: 3 分以内 画面サイズ: 横 720×縦 480 程度を推奨
2.	計測システム	競技の進行状況を表示します。
3.	ビデオプロジェクター	計測システムやプレゼンテーションビデオを映し出します。 競技者が持ち込むシステムと接続することはできません。
4.	会場審査 アピールシート	競技が始まる前に、競技者が事前に実行委員会に提出した資料で、会場の審査員に事前配布されます。

4 競技シーケンス

競技会の競技の流れについて図 4-1 に示します。

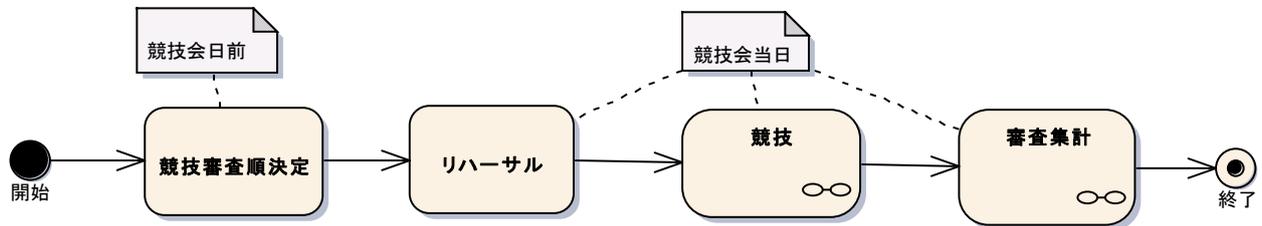


図 4-1 競技シーケンス

4.1 競技審査順決定

競技会当日の審査の順番は、競技会日前に実行委員会が決定します。

4.2 リハーサル

競技会当日に、競技フィールドの状態を確認する目的で、システムを稼働させる機会が与えられます。リハーサル中に、各競技者はコースを専有して使うことができます。

4.3 競技

競技は1回だけ行います。競技の詳細な流れを図 4-2 に示します。

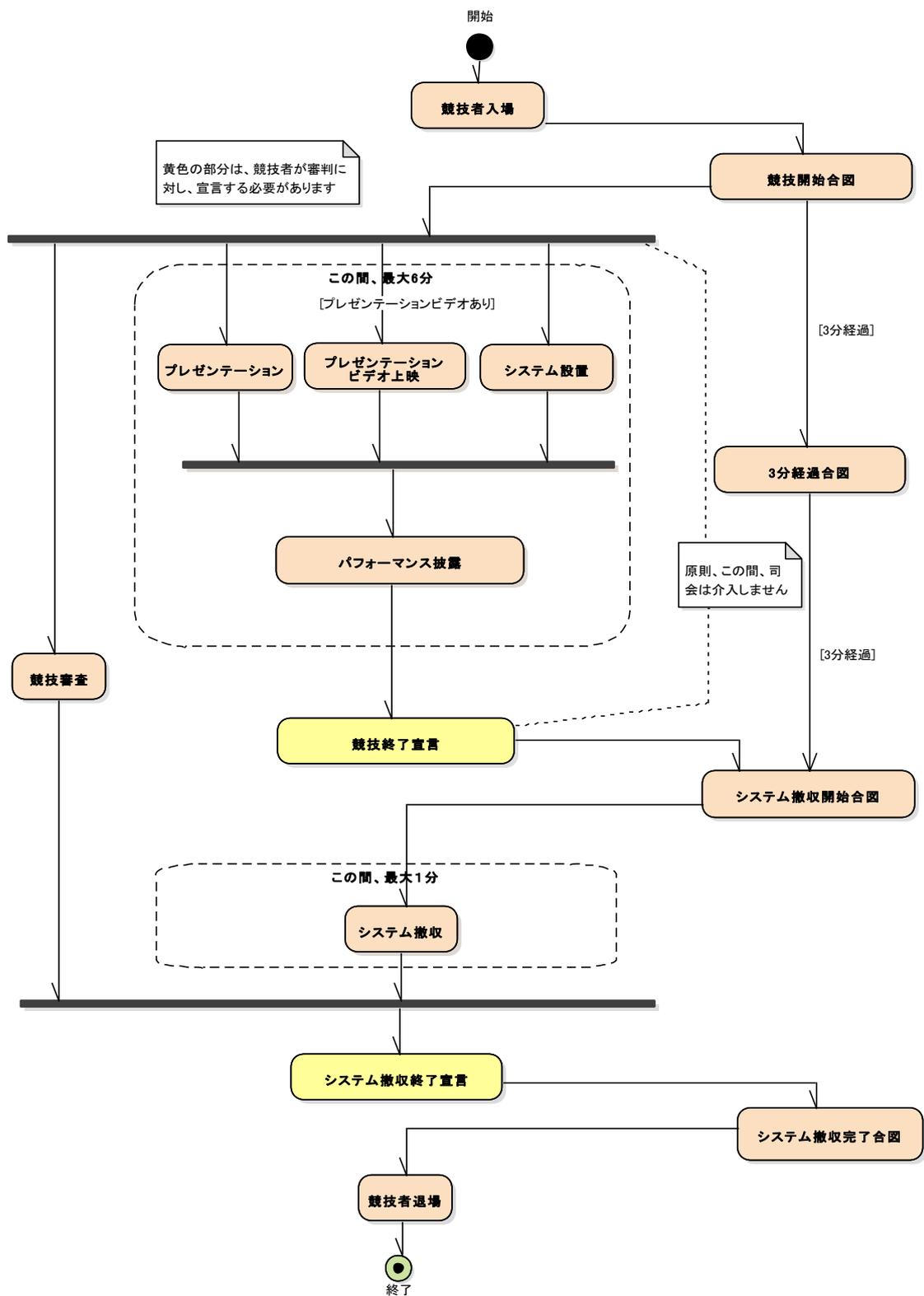


図 4-2 競技の詳細な流れ

4.3.1 競技者入場

競技者は出番になると競技フィールドに呼び出されます。

4.3.2 競技開始合図

審判は競技開始の合図をします。ここから競技の時間計測を開始します。プレゼンテーション開始からパフォーマンス完了まで使える時間は最大6分間です。

4.3.3 プレゼンテーション

競技者はマイクを使用してプレゼンテーションすることができます。

4.3.4 システム設置

競技者はプレゼンテーション中にシステムを競技フィールドに設置することができます。

4.3.5 プレゼンテーションビデオ上映

競技者はプレゼンテーション中にプレゼンテーションビデオを上映することができます。プレゼンテーションビデオを予め提出した場合には、実行委員会がそれを上映します。

4.3.6 3分経過合図

競技開始合図から3分経過すると、審判はそれを競技者に合図します。競技者は競技を進める上で、この合図を参考にすることができます。

4.3.7 パフォーマンス披露

競技者はシステム設置が完了したら、システムを稼働させてパフォーマンスを披露します。競技開始合図から6分が経過するか、競技者が競技終了を宣言すると、パフォーマンス披露が終了となります。

4.3.8 競技終了宣言

競技者は、競技が終了したことを宣言します。

4.3.9 システム撤収開始合図

競技者が競技終了宣言をするか、競技開始合図から6分が経過すると、審判はシステム撤収の開始を合図します。この時点からシステム撤収の時間計測が開始されます。

4.3.10 システム撤収

競技者は、競技フィールドに持ち込んだシステムを全て撤収し、原状回復します。撤収はパフォーマンス終了合図から1分以内に行います。制限時間を超えた場合、これを「システム撤収の遅延」といいます。システム撤収の遅延は減点の対象となります。

4.3.11 システム撤収終了宣言

競技者は、システムの撤収が終了したことを宣言します。

4.3.12 システム撤収完了合図

競技者がシステム撤収終了宣言をすると、審判は合図をします。競技終了合図からシステム撤収完了合図までの時間がシステム撤収に掛かった時間となります。

4.3.13 競技者退場

競技者は競技フィールドから退場します。

4.4 審査集計

全競技の終了後に、競技者毎に審査結果の集計を行います。審査集計の詳細な流れを図 4-3 に示します。

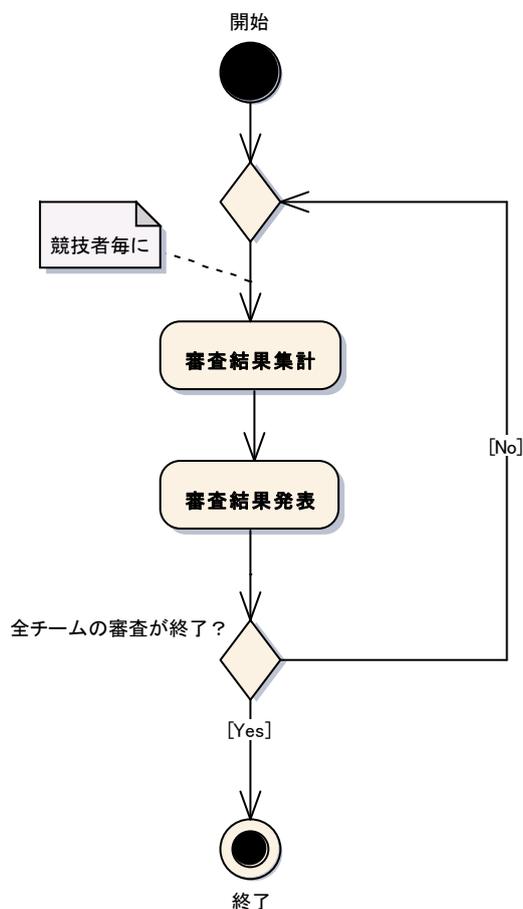


図 4-3 審査集計の詳細な流れ

4.4.1 審査結果集計

1つの競技者について審査員から審査結果を集めて集計します。

4.4.2 審査結果発表

審査結果を発表します。なお、すべての競技者の審査結果の集計が終わるまで繰り返します。

5 競技ルール

競技に関するルールを分野別に示します。

5.1 禁止事項

表 5-1 に掲げる事項を禁止します。

表 5-1 禁止行為

No.	禁止事項	説明
1.	火気・液体の使用	コースや設備を破壊し、惨事を招く可能性があるため絶対に使用しないでください。
2.	コースを汚す・傷める	コースの代替を準備するのが難しいため、汚したり傷つけたりしないでください。ただし、走行体のタイヤスリップ痕など、軽微な汚れが不可抗力で付着することは許容します。 コースの下にはスタイロフォームが敷かれていますので、重量物等で傷めないでください。
3.	人・物への物理的な危害	人に危害を与えたり、設備を壊したりしないでください。可能性がある場合には、十分な対策を講じてください。
4.	競技会運営の妨害	過度に大きな音・振動、悪臭など、競技会の運営進行を妨げる行為を行わないでください。
5.	法令違反	法律で禁止されていることを行わないでください。特に、著作権の侵害、ライセンス違反などは注意が必要です。
6.	システムの不愉快な表現	システムは次に掲げる内容を表現してはいけません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の人種、民族、国民、言語、宗教などのソーシャル グループのメンバーシップに基づくか、人物の性別、年齢、または性的志向に基づいて、差別、憎悪、または暴力を促進するコンテンツ。 ● 現実世界での違法行為を働きかけたり、促したり、美化するコンテンツ。 ● 一般に不愉快またはわいせつであると感じるコンテンツ。 ● 他人を中傷、誹謗するコンテンツや脅威を与えるコンテンツ。 ● アルコール、たばこ製品、麻薬、武器の使用を助長する、過度に美化する、または無責任に使用するコンテンツ。 ● 実在の人物や動物に対し、過激または不当な暴力、人権侵害、または兵器の作成や不正な使用を促進、美化するようなコンテンツ。 ● 過度にまたは根拠のない粗野な言葉。

5.2 失格

競技者が本規約の規定に違反した場合、失格になる可能性があります。

失格した競技者の、競技審査の得点は0点とします。ただし、失格は企画審査の得点に影響を与えません。

5.3 減点

競技審査における減点項目を表 5-2 に示します。

表 5-2 減点項目

No.	項目	詳細
1.	システム撤収の遅延	システム撤収が制限時間以内に完了せず、システム撤収の遅延となった場合、競技審査の得点から20点を減点します。

5.4 システムへの介入

競技進行中、実行委員会はシステムに介入しません。ただし、競技者から実行委員会に依頼があった場合は、その限りではありません。システムに問題が発生した際の解決は競技者が行います。

6 改訂履歴

版数	日付	執筆者	内容
1.0.0	2016/03/27	本部審査) 渡辺	初版

—以上—